

講演「個別的な相談指導の方法」

講師 田尻町立中学校
栄養教諭 市政 雅美氏



学校健康教育部会では、数年ぶりとなる部会研修会を開催した。できるだけ多くの方に参加してもらえよう、集合開催とWeb開催の併用とし、他都道府県会員や非会員の参加も可とした。栄養教諭の必要性を明確に示すためには、目の前にいる子どもが自ら課題の改善に奮起し行動変容できるよう、個別的な相談指導のスキルを栄養教諭が獲得し、導くことが求められている。このため、内容をく

日本栄養士会 学校健康教育職域 管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会>でも取り上げられた「個別的な相談指導の方法」とし、ファシリテーターとしてご活躍の市政雅美先生に講師をお願いした。

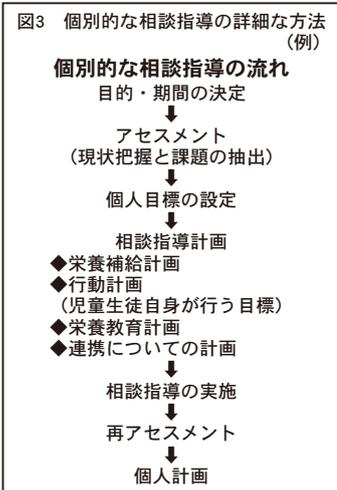
研修会では、前半に「基本的な考え方」と「学校内の体制」について、後半に「事例検討」として具体的な進め方についてお話いただいた。前半の「基本的な考え方」として、①『栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育』（文部科学省 平成29年）、②『栄養教諭の配置効果』（文部科学省 令和3年）、③個別的な相談指導の流れ～栄養ケアマネジメント～の3点が示された。

『栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育』には、栄養教諭は食に関する指導と学校給食の管理を一体として推進していく職種であると書かれており、食に関する指導の3つ目の項目として「個別的な相談指導（食に関する健康課題を有する児童生徒に対する個別的な指導）」がある。参考資料として掲載のある学校給食法にも、「栄養教諭は、(中略) 食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導(中略)を行うものとする。」とある。また、昨年度文部科学省から出された『栄養教諭の配置効果を御存知ですか？～様々な課題に対する相談指導～』では、栄養教諭が実践した個別的な相談指導の成果報告が掲載されている。「個別的な相談指導」では、栄養教諭の管理栄養士・栄養士としての専門性を存分に活かし、児童生徒に直接指導を行うことができる。児童生徒の行動の変容にもつながりやすく、変容がみられた時には双方が「やってよかった」という実感



を持つことができる場でもある。そのため積極的に実践していくことが望まれている。

実践にあたっては、『食に関する指導の手引』P235第6章個別的な相談指導の進め方にそって行うことが大切である(図3 個別的な相談指導の詳細な方法(食に関する指導の手引きより抜粋)参照)。これは、2000年に改正された栄養士法の病院管理栄養士の



業務の明確化の中で、患者の栄養状態の評価判定から栄養管理・指導を行なっていくことが示され、その後介護保健施設へと広がった栄養ケア・マネジメントの考え方を踏襲したもので、国際的にも取り組まれている方法である。学校での「個別的な相談指導」においても用いることとなっている。相談指導にあたっては、成果を明確に評価できる目標を決め、評価までの期間を2～3か月程度と短く設定することがポイントとなる。短期間で再評価を繰り返しながらすすめることが、成果を出すことにつながる。学校内での体制づくりは、まず食に関する指導の全体計画に「個別的な相談指導」を明記、職員会議等でスクリーニングなど実施手順や内容を説明して、1人でも実施につなげていくことが大切である。後半は、成長曲線(身長体重パーセントイル曲線・肥満度曲線)や個別的な相談指導の作業シート等を用いて、実践演習を行った。具体的なポイントを聞くことができ、参加者からも好評をいただいた。

(文責 学校健康教育 松田由紀恵)